

## 三重県における食材の不適正表示への対応

県では、県内で発生した食材の不適正表示について、平成 26 年 2 月 12 日、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、三重県不当景品類及び不当表示防止法事務処理要領に基づき、次のとおり、文書注意及び口頭注意を行いました。

### 1 処分の概要

- (1) 県内で発生した 7 件の事案について、県では順次立入調査を行い、支配人や料理長から事情聴取を行うとともに、事実確認を行った結果、いずれも景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号の優良誤認表示に該当するもしくは該当するおそれがあると判断しました。
- (2) 県は、次の内容で施設を運営する 7 事業者に対し、文書注意もしくは口頭注意を行いました。
  - ①消費者に提供する商品について、景品表示法を遵守し、消費者に実際のものより著しく優良であると誤認させるなどの不適正な表示を行わないこと
  - ②食材の不適正な表示事案が発生した原因を究明し、再発防止のためのチェック体制の整備や研修会等の開催等、法令遵守に向けた改善策を実施すること
- (3) 各事業者においては、いずれも表示の改善を行い、消費者に対して事実を明らかにするとともに、説明や謝罪等真摯に対応しています。また原因を究明し、再発防止策を講じています。このため、県は、改善報告書の提出を求めず、再発防止に向けた誓約書の提出を求めることにします。

### 2 今後の対応

県が、7 社に対して行った立入調査の過程において、食品表示に対する認識が十分でなく、景品表示法の趣旨や内容が社員に徹底されていないことが明らかになりました。

再発防止に向けて、来年度も引き続き、自己点検や研修会の開催など事業者の自主的な取組に協力し、法令遵守や適正な表示にかかる知識や意識を高めるとともに、事業者の監視指導を強化し、適正な食品表示に取り組みます。

### 3 不適正事案及び処分

別紙のとおり

## 3 不適正事案及び処分

【 】内は問題となった食材

項目	施設名	処分対象事業者	処分	不適正及びそのおそれがある表示	
				メニュー表示	実際の使用食材等
1	海辺ホテル プライム リゾート賢島	近鉄不動産(株)	文書注意	車海老のフリット、バーベキュー 【クルマエビ】	ブラックタイガー又はバナメイエビ
2	青蓮寺レークホテル	近畿日本鉄道(株)	口頭注意	鮭の伊勢芋山掛け 【伊勢いも】	山芋(つくね芋)
3	戸田家	(株)戸田家	文書注意	伊勢味覚三昧 伊勢海老料理4品 (御造り、具足煮、洋風焼き、鍋) 【イセエビ】	御造り以外は外国産イセエビ
4	合歓の郷ホテル&リゾート	(株)合歓の郷	文書注意	鉄板焼きのアツアツステーキ 【牛肉】	牛脂注入加工肉
				車海老の天麩羅、車海老の芝煮など 【クルマエビ】	ブラックタイガー又はバナメイエビ
				伊勢海老和風サラダ【イセエビ】	寿司用ロブスターサラダ(仕入製品名)
5	グリル de キッチン	(株)シーズダイニング	文書注意	サーロインステーキ等 【牛肉】	牛脂注入加工肉
6	プラザ洞津	公立学校共済組合三重支部	文書注意	伊勢海老の塩蒸し 【イセエビ】	外国産イセエビ
7	神湯館	地方職員共済組合三重県支部 (株)馬渕商事	文書注意	握り寿司、刺身 【秋鮭】	サーモントラウト
				焼肴、和牛牛舌の丹波クリーム焼 【和牛牛舌】	米国産牛舌
				煮物、和牛牛すじ小春鍋 【和牛牛すじ】	国産牛牛すじ又は豪州産牛牛すじ
				小春鍋、鯛の子養老鍋【鯛の子】	助子
				地元の有機野菜 【有機野菜】	有機でない野菜